

カード規定

熊本県信用組合

1. 【カードの利用】

普通預金（総合口座の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを預金といいます。）を預入れる場合。
- ② 当組合及び当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。

2. 【預金機による預金の預入れ】

- （１） 預金機を利用して預金を預入れるときは、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （２） 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回当りの預入れは、当組合が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. 【支払機による預金の払戻し】

- （１） 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンまたはディスプレイ等により操作してください。この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２） 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合（提携先支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回当りの払戻しは、当組合（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。
- （３） 当組合及び提携先の支払機により払戻す場合に、払戻し金額と4の支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは払戻すことができません。

4. 【支払機利用手数料】

- (1) 当組合及び提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合には、当組合及び提携先の所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) (1)の支払機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳及び払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。
なお、提携先の支払機手数料は、当組合から提携先に支払います。

5. 【代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込】

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しをする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

6. 【預金機・支払機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障時により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金を預入れることができます。
- (2) 停電、故障時により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) (2)による払戻しを受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

7. 【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】

カードにより預入れた金額、払戻した金額、振込金額、支払機利用手数料金額及び振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合の預金機、支払機で使用されたとき又は当組合本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

8. 【カード・暗証の管理等】

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合の所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様に、カードを確認し払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

9. 【偽造カード等による払戻し等】

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カード及び暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

10. 【盗難カードによる払戻し等】

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号に該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。

- ②当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

- ③当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) (1) の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) (1)、(2)の規定は、(1)に係る当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合。
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。
 - C 本人が、被害状況についての当組合の説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

11. 【カードの紛失、届出事項の変更等】

カードを紛失したときまたは氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

12. 【カードの再発行等】

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

13. 【預金機・支払機・振込機への誤入力等】

当組合の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の当組合及び提携先の責任についても同様とします。

14. 【解約、カードの利用停止等】

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用をとりやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
- (2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第 15 条に定める規定に違反した場合。
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合。

15. 【譲渡、質入れ等の禁止】

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定及び貯蓄預金規定により取扱います。

附 則

本規定は平成 18 年 2 月 10 日より適用します。